

令和7年（2025年）5月20日

職員の処分について

- 1 被処分者 西区役所 課長補佐（男性 60歳）
- 2 処分内容 減給10分の1 5月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）5月20日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和5年度から6年度にかけて、当時所属していた職場において、勤務時間中に業務用端末で漫画や私的なインターネット閲覧を行い、職務専念義務に違反したものの。
また、現存する令和5年度から6年度までの業務用端末のPC操作ログを確認したところ、同期間において約180時間職務専念義務に違反し、その間、約47万円の給料を受給したもの。
なお、職務専念義務に違反した時間に相当する給料（約47万円）については、返還の意思を示している。
- 6 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の当時の上司1名を嚴重注意とした。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（4）勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱（喫煙のための離脱を含む。）して勤務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

【参考②】令和7年度の処分状況（令和7年5月20日処分を含む）

2件 2人

【お問い合わせ先】

人事課：課長 木村 直人（きむら なおと）

副課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

電話：096-328-2149